

# 福祉サービス第三者評価結果

## ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

## ② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)		社会福祉法人 さくら会	
名称:	神原こども園	種別:	幼保連携型認定こども園
代表者氏名:	理事長: 池宮城 紀夫	定員(利用人数) (利用室数):	90(61)名
施設長氏名:	園長: 上原 悦子		(3)室
所在地:	〒900-0022 沖縄県那覇市樋川2-7-1		電話番号: 098-833-2613
開設年月日	平成30年4月1日		ホームページ: <a href="https://kamihara-kodomoen.com/">https://kamihara-kodomoen.com/</a>
職員数	常勤:(10)名、非常勤:(5)名、計:(15)名		
専門職員の人数	保育教諭	(10)名	栄養士 ( )名
	子育て支援員	( )名	保育士 (1)名
	調理師	(1)名	( )名

### 職員の状況に関する事項

	園長	副園長	主幹保育教諭	保育教諭	保育補助	事務職員
常勤	1名	1名	1名	5名	1名	0名
非常勤	0名	0名	0名	1名	1名	1名
	調理員	栄養士	嘱託医	薬剤師	用務員	計
常勤	1名	0名	0名	0名	0名	10名
非常勤	0名	0名	(2)名	(1)名	1名	5名
施設・設備の概要	遊戯室・図書コーナー・戸外園庭					

## ③ 理念・基本方針

### 教育・保育理念

『生き生きとした たくましい子どもをめざして』

### 基本方針

- ・ 集団生活の中で、一人ひとりの能力を最大限に発揮させ、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ・ 保護者からも信頼され、地域に愛されるこども園を目指す。

#### ④ 施設・事業所の特徴的な取組

##### 【健康管理】

- ・毎月の身体測定 ・尿（年2回）、ぎょう虫（年1回）検査 ・内科、歯科検診（年2回）
- ・視力検査（年2回） ・戸外遊びでの体力増強 ・定期的に室温調整（エアコン）
- ・換気を管理 ・手洗いの励行
- ・体を動かして楽しもう（体育）

##### 【食事】

- ・自園調理 ・アレルギー食の調理（配膳や食器を分けるなど配慮を行う）
- ・行事食や郷土料理、旬の食材を使ったメニューで栄養バランスを考慮し、栄養士が指導を行う
- ・栽培や収穫した野菜を調理し、食べ物への興味関心を広げる

##### 【地域との交流】

- ・商店街、消防署、地域イベントに参加
- ・地域の保育園、小学校、中学校との交流

##### 【施設の公開・見学】

- ・ホームページやふれあい保育等の情報をもとに見学者に丁寧な説明を行い、保育体験を進めていく。

#### ⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	2022年6月11日（契約）～9月24日（職員報告会）	
	訪問調査	8月3日～4日
	評価結果確定日	2022（令和4）年10月4日
受審回数 前回の受審年度	2回目 ( 令和2年度 )	

#### ⑥ 総評

##### ◇特に評価の高い点

##### 1. 子どもの権利擁護、及びプライバシー保護に配慮した取組がされている。

子どもの権利擁護については、子どもの権利条約の4つの権利の考え方や事例等を含めた方針が作成されている。関連して、虐待に関するマニュアルやプライバシー保護規程、苦情解決対応マニュアルが整備され、入園時に重要事項説明書で説明されている。虐待や不適切な関わりを防ぐことの大切さについて、差別や自尊心を傷つけるような言葉等は使わないことを意識して取り組んでいる。権利侵害の防止と早期発見については、虐待に関する「保育における項目チェック表」が活用されている。職員は差別用語や言葉使いについて統一した資料を基に権利擁護について学んでいる。子どものプライバシー保護に関して、シャワーは男女交代で行い、着替え時は衝立等で男女を別にし、全裸にならずに着替える順番を教え、プライベートゾーンが他人に見られないように指導している。トイレはドアをつけて他者から見えないように個別に整備され、小便器の間には衝立があり、園児のプライバシーに配慮されている。

関連：28, 29, 46

## 2. 家庭との緊密な連携により保護者等の支援を行っている。

家庭との連携について、家庭との日常的な情報交換は送迎時に行い、個別には電話やお便りでも対応し保護者との信頼関係を築く機会としている。保護者が安心して子育てができる支援としては、個人面談や保護者参観などで保護者の理解を得る機会としている。保護者参加の行事は、土曜日や日曜日に設定して保護者が参加しやすいように配慮している。家庭支援として、朝食抜きや睡眠不足が見られる園児がいる場合は、家庭での生活リズムを把握し、保護者の状況を踏まえて保護者に生活習慣のアドバイスを行う等の支援を行っている。家庭の状況や保護者との情報交換は、新入园児面接や送迎時、個別面談で行い、保護者からの相談や意見によっては、園長や副園長、主幹保育教諭が対応することもあり、専門機関につなぐこともある。個々の事情による支援として、育児休業中の保護者などが子育ての不安を解消できるよう、様々な関係機関からの情報を園の玄関や事務所前に掲示し、情報発信に努めている。地域への支援として子育て応援デイを実施している。必要な世帯にはこども食堂の周知の取組を行っている。

関連：63, 64

## 3. 苦情解決の仕組みが確立し、相談や意見に対して迅速に対応している。

苦情解決の仕組みとしては、苦情解決対応マニュアルが整備され、苦情解決責任者は園長、苦情受付担当者は主幹保育教諭で、第三者委員を設置している。保護者には重要事項説明書に記載して配布し説明している。沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、意見箱も設置している。苦情に関する対応策は迅速に対応して保護者にフィードバックし、ホームページで公開され、苦情内容は受付と解決を図った記録が保管されている。保護者アンケートからの課題と改善策については職員会議で共有している。保護者からの相談や意見への対応は、「門番ノート」に記録され、意見等は職員会議で検討されている。把握した相談や意見について検討に時間がかかる場合は経過などを説明している。保護者アンケートは集計・分析して課題を抽出している。令和3年度の保護者アンケート結果に「コロナ禍による行事の変更や中止が多く、手紙やホームページで伝えていたが、不十分」との声を反映して、次年度よりICT導入に向けて、取り組むことになっている。

関連：34, 35, 36

### ◇改善を求められる点

#### 1. 地域の福祉ニーズを把握し、ニーズに基づく公益的な事業・活動の実施が望まれる。

地域の具体的な福祉ニーズや生活課題等の把握に向けて、地域住民との交流や相談事業などを通じて、また関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努め、福祉ニーズに基づいた地域住民対象の子育て等に関する講演会や研修会等の実施、災害時に福祉的な支援を必要とする人びとの安全・安心のための行政や地域との連携など、地域のニーズに基づいた事業・活動を計画に明示して取り組むことが望まれる。

関連：26, 27

#### 2. 順守すべき法令等についての早急な取組が望まれる。

園長は法令遵守の観点で、園長会や税理士、労務管理事務所主催の研修に出席し、個人情報保護や労働環境改善、ハラスメントへの対応等を学んでいる。出席した会議や研修の内容については、職員会議で報告し、法令遵守の重要性について伝えている。

今年度から義務化されたハラスメント防止対策について、事業主の方針の整備及びその周知・啓発（研修等）、相談体制の整備について早急な取組が望まれる。

関連：11

## ⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回評価を受ける中で見えてきた課題としては、指導案や会議録などの記録が簡略化しすぎて内容が分かりづらくなっている点。自分たちが行っている教育保育活動をわかりやすく明文化し、記録として残すための学びが必要だと感じた。

また、コロナ禍で地域との関わりを持つことが難しかったが、今後はできる形で地域の実情に合わせた関わり方を模索し、情報発信をする事で、地域の子育て支援の一助になれるよう努めていきたい。

コロナ禍で保護者とのコミュニケーションをとる場が減少している。その時間と場を確保するためにもICT等を導入し、迅速な情報発信や丁寧な情報の共有などを図ることで、保護者とのより良い関係性を築いていきたい。

## ⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

# 福祉サービス第三者評価結果 認定こども園版

項 目			評価結果
<b>I 福祉サービスの基本方針と組織</b>			
<b>I-1 理念・基本方針</b>			
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
着 眼 点	○	1 理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	○	2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	○	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	○	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	○	7 (認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
コメント		<p>理念・基本方針は、教育・保育計画や入園のしおり、ホームページやパンフレット等に記載され、職員と保護者への周知が図られている。教育保育理念は「生き生きとしたたくましい子どもをめざして」とし、認定こども園の目指す方向性を読み取ることができる。教育・保育方針は、提供する福祉サービスの質の向上並びに地域福祉の推進に努める法人の理念との整合性が図られ、職員の行動規範となる内容となっている。理念や基本方針は、職員会議や職員研修等で周知が図られている。保護者等へは重要事項説明書による説明や入園式での園長あいさつで理念や方針が周知され、毎月の園だよりやクラスだより等にも掲載され、継続的な取組を実施している。</p>	
<b>I-2 経営状況の把握</b>			
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
着 眼 点	○	1 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	○	2 地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	○	3 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	○	4 定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント		<p>事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析や社会福祉事業全体の動向については、園長会や那覇市園長連絡協議会、園長研修会等に出席して把握している。地域の子ども子育て支援計画の内容や子どもの数、保育ニーズ等について、那覇市子ども子育て支援事業計画や那覇地区園長等運営管理協議会の資料、園児募集時の地域の状況等の資料で把握し、分析している。コスト分析や利用者の推移の分析等は、経営会議や税理士との月次報告書等で行い、理事長との調整会議に諮っている。</p>	

項 目			評価結果
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
着 眼 点	○	1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント		<p>経営課題を明確にした具体的な取組として、経営環境や保育ニーズ、財務状況等の現状分析に基づき、少子化に伴う地域の状況など定員確保や人材確保の問題点を明らかにしている。今後の基本協定の締結や経営状況等については、理事会に報告し情報共有が図られている。職員会議で理事会や監査等の結果を報告している。光熱水費の高騰への対策としてのLED導入や定員増への検討などを職員へ周知し、経営改善に取り組んでいる。</p> <p>経営課題の解決・改善に向け、理事会及び職員会議において一層の検討と取組を期待したい。</p>	
<b>I-3 事業計画の策定</b>			
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
着 眼 点	○	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
	○	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
	○	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
	○	4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント		<p>理念や基本方針の実現に向けて、2022年から5年間の事業管理、人事管理、積立資金計画などの中・長期的なビジョンが明確にされている。計画は、設備整備(カーテン、LED照明器具の設置)、遊具整備(砂場消毒と砂補充、室内外のコーナーガード取付、三輪車・砂場セット購入、大型遊具の撤去と設置)、人材確保等、経営課題や問題点の解決に向けた具体的な内容になっており、実施状況の評価を行える内容となっている。</p> <p>中・長期的な収支計画の策定が望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
着 眼 点	○	1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
	○	2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
	○	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
	○	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
コメント		<p>単年度計画は、中・長期計画の事業管理(人材・人員計画、子どもへの教育体制、地域貢献等)、人材管理(職員の資質の向上、人材の確保と育成)を踏まえた具体的で実行可能な内容になっている。</p> <p>設備整備や遊具の購入について、単年度の事業計画は「各箇所の修繕」や「保育用品・保育教材の購入」等と大まかに表示されているので、中・長期計画を踏まえた具体的な内容を明示することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
着 眼 点	○	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
	○	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
	○	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
	○	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
	○	5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。
コメント		事業計画は園長と副園長、主幹保育教諭の三役会議で案を検討し、毎年2月に職員会議で意見を集約して策定されている。事業計画は手順に基づき「各種指導計画」「行事実施計画」「園内研修」などを毎週の週案会議や月1回のリーダー会議、職員会議で反省や見直しが行われており、これを基に1月には「教育・保育計画」が作成され、自己評価(12月～)や保護者アンケート(11月～)を実施している。その評価に基づき2月には事業計画書案が作成され、3月に理事会を経て決定している。事業計画は、園長が職員会議で説明して周知されている。	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
着 眼 点	○	1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
	○	2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
	○	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	○	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント		事業計画書を園内に掲示し保護者へ周知するとともに、重要事項説明書や入園のしおりには主な事業計画を記載し、保護者面談時や入園式等において説明している。保護者へ配布する資料は、事前に調理員や事務員等からも意見を聴取し、分かりやすい表現となっているかを確認している。行事への参加については、園だよりやクラスだよりで周知している。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
着 眼 点	○	1	組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。
	○	2	教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。
	○	3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
	○	4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。
コメント		教育・保育の質の向上に向け、定められた評価基準に基づいた学校評価(自己評価と学校関係者評価、保護者アンケート)を全職員参加により毎年実施し、今回、2回目の第三者評価を受審している。学校評価は集計し分析・考察を行い、課題を文書化して改善策が作成されている。学校評価の責任者は園長で、集計結果は園長と副園長、主幹保育教諭で検討して理事長に報告し、職員会議で共有している。今年度は基本的な生活習慣の定着や家族との連携の強化等の4つを改善課題にあげ、指導計画に位置づけて取り組んでいる。 分析・考察された課題について、具体的な改善策の検討が望まれる。	

項目			評価結果
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
着眼点	1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	2	職員間で課題の共有化が図られている。	
	3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント		<p>評価結果に基づく課題について、学校評価における改善方針・改善策で「基本的生活習慣の定着」「規範意識の育成」「話を聞き、話す意欲や態度の育成」「家庭との連携の強化」が記載されており、職員と共に改善に取り組んでいる。</p> <p>課題は、設備の改善や人員配置、予算的課題等を含めて明確化し、職員とともに改善策や改善実施計画を立て、課題解決に取り組まれることが望まれる。実施した改善策についての評価見直しにも期待したい。</p>	
<b>II 組織の運営管理</b>			
<b>II-1 管理者の責任とリーダーシップ</b>			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
着眼点	○ 1	施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	○ 4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント		<p>園長の役割と責任について、こども園の経営・管理に関する考え方を事業計画等に記載し明確にしている。入園のおりには園経営方針等を掲載し、入園式の園長あいさつ等において表明している。こども園園則(運営規程)に園長は監督者であることが明記されている。職務分担表においても、労務管理や財務管理、施設管理、災害予防管理等が明記されており、職員会議や内部研修等で職員への周知が図られている。園長不在時は副園長が代行することが職務分担表に定められている。</p>	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント		<p>園長は遵守すべき法令等を十分に理解しており、就業規則における服務規律に基づいて利害関係者との適正な関係を保持している。法令遵守の観点で、園長会や税理士、労務管理事務所主催の研修に出席し、個人情報保護や労働環境改善、ハラスメントへの対応等を学んでいる。出席した会議や研修の内容については、職員会議で報告し、法令遵守の重要性について伝えている。</p> <p>今年度から義務化されたハラスメント防止対策について、事業主の方針の整備及びその周知・啓発(研修等)、相談体制の整備について早急な取組が望まれる。</p>	



項 目			評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
着眼点	○	1	施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	○	2	施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	○	3	施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	○	4	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	○	5	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
コメント		<p>教育・保育の質の現状を教育・保育計画(全体的な計画を含む)の振り返りや毎年の学校評価計画の一環で自己評価と学校関係者評価、保護者アンケートを実施し、分析・考察を行い、改善方針・改善策を明示している。教育・保育計画は体制が作られ園長も参加して策定されている。教育・保育の質の向上について、個人情報保護や虐待防止、衛生管理等の園内研修を実施するとともに「新型コロナウイルス感染症対策にも配慮した幼稚園の活動」について研究するなど、職員の教育・研修の充実を図っている。</p> <p>課題の把握については、設備の改善や人員配置、予算的課題等を含めて明示することが望まれる。</p>	
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
着眼点	○	1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
	○	2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
	○	3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
		4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
コメント		<p>園長は経営の改善や業務の実効性の向上に向け、経営会議(財務)や職員面談(人事や労務)等を踏まえて分析を行っている。理念や基本方針の実現に向け、非常勤の補助員配置など働きやすい環境整備に取り組んでいる。光熱水費や教材費、研修費用等の予算や、働きやすい環境づくりについて、リーダー会議や職員会議に諮って検討をしている。</p> <p>業務の実効性を高めるため、全クラスの担任を2人体制とすることが望まれる。</p>	
II-2 人材の確保・育成			
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
着眼点	○	1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	○	2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。
	○	3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
	○	4	法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。
コメント		<p>必要な人材の確保と育成に関する方針と専門職の配置、人員体制、研修計画が中・長期計画に明示され、中・長期計画に基づき、各年度の人材確保や育成が実施されている。人材確保への取組として、ホームページに掲載しており、合同就職説明会には園長と保育教諭が参加し、保育内容の写真やパンフレット等を掲示し、勤務条件や働きやすさを説明するなど、人材確保に努めている。</p> <p>専門職の配置、確保、及び活用等の具体的な計画を策定することが望ましい。</p>	

項 目			評価結果
15	②	総合的な人事管理が行われている。	b
着 眼 点	○	1	法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
		2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
	○	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
	○	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	○	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
	○	6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。
コメント	<p>総合的な人事管理として、理念・基本方針に基づき「期待する職員像」を明確にしている。就業規則で正規雇用職員の試用期間が定められ、非常勤職員の正規雇用職員への転換等が非常勤職員就業規則で定められ、職員等に周知されている。職員の自己評価に基づいて園長ヒアリングを実施している。職員処遇の水準については、合同就職説明会等に参加し参加事業所の賞与率等の把握に努め、処遇改善に取り組んでいる。職員の待遇改善の取組やキャリアパス受講の仕組み等、職員が将来の姿を描くことができる仕組みづくりができています。</p> <p>人事基準を明確化し職員へ周知すること、及び自己評価において目標達成状況を評価することが望まれる。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
着 眼 点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	○	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	○	7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	○	8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>労務管理に関する責任者は園長であると運営規程や園務分掌表に定められており明確にしている。職員の就業状況はタイムカードで把握し、年休取得に配慮しており、残業手当も支給されている。園長は、個別面談を実施し、年1回の健康診断とインフルエンザ予防接種等の費用を助成して職員の心身の健康と安全の確保に努めている。福利厚生として、財団法人沖縄県社会福祉共済会と社会福祉施設従事者相互保険制度に加入して、退職金や冠婚葬祭費等が支給されている。ワーク・ライフ・バランスへの配慮として、連続年休取得の場合は共用カレンダーへ記載しお互いに取りやすいよう工夫している。産前産後休暇や育児休業、介護休業等の取得が制度化されている。特別支援コーディネーターの配置や補助教諭の配置を図るなど、働きやすい職場づくりに努めている。</p>		

項 目			評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
着眼点	○	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○	2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
		3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	○	4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント		<p>職員一人ひとりの育成に向けては、期待する職員像「子ども一人ひとりを大切にし共に行動する教諭、常に研鑽や保育の工夫・改善に努め、情熱を持ち責任感の強い教諭」が、教育・保育計画やホームページに明記されている。アンケート方式による職員の目標管理の仕組みがあり、職員の目標については、上半期と下半期に面接を実施して口頭で確認されている。</p> <p>職員一人ひとりの目標は目標項目と目標水準、目標期限を明確に設定するとともに、年2回の面談における目標達成度の確認が望まれる。</p>	
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
着眼点	○	1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
	○	2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
	○	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
	○	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
		5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
コメント		<p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、教育・保育計画等に期待する職員像を明示している。事業計画に職場の研修体制の強化が明示され、年間研修計画や園内研修計画、研究計画に基づいた教育・研修が実施されており、園内研修として毎月のうたのピアノ演習も実施している。計画の評価と見直しは、次年度の事業計画策定時に行っている。</p> <p>認定こども園として目的を明確にし、体系化された研修計画の策定及び研修内容やカリキュラムの定期的な評価と見直しが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
着 眼 点	○	1 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○	2 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○	3 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○	4 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○	5 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント		職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保については、個別の職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況等は履歴書で把握されている。職員は、階層別や職種別、テーマ別の、園長研修や主幹保育教諭研修、初任者研修や発達支援保育研修等を受講して、職務に必要な教育・研修が実施されている。外部研修に関しては、研修内容によって必要な職員に声掛けするとともに回覧により全職員に情報を提供して参加を勧奨している。昨年度はコロナ禍によりzoomによる研修が多かったが、各職員が複数の研修を受講しており、勤務調整等で職員一人ひとりが受講できるよう配慮されている。	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
着 眼 点	○	1 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	○	2 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	○	3 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	○	4 指導者に対する研修を実施している。	
	○	5 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント		実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についての体制整備と取組について、実習生受け入れの意義と基本姿勢はマニュアルに明記され、実習内容として観察実習や参加実習、責任実習と実習期間内のプログラムを準備している。実習生の受け入れ担当者は主幹保育教諭で、園長と副園長も協力してオリエンテーションを実施し、実習生には守秘義務等の誓約書を提出させている。職員に対しては園内研修で実習生受け入れマニュアルの読み合わせを行っている。担当者は、学校側が開催する「教育実習に関する連絡会」に参加して意見交換している。学校側の担当者は実習期間中に1回は来園しており、電話やファックスでの連携もしている。	

項 目			評価結果
<b>II-3 運営の透明性の確保</b>			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
<b>21</b>	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
着 眼 点	<input type="radio"/>	1	ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	<input type="radio"/>	2	認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	<input type="radio"/>	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
	<input type="radio"/>	4	法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	<input type="radio"/>	5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント		<p>運営の透明性の確保については、ホームページを活用して法人と認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算・決算情報が適切に公開されている。第三者評価の受審結果及び保護者アンケート結果、苦情・相談の体制や内容に基づく改善・対応についてもホームページで公開している。近くにある商業施設や児童館にパンフレットを配布し、商業施設には行事(このほり掲揚)のポスターを掲示している。</p> <p>法人の理念や基本方針等について、地域へ明示・説明する等、更なる取組に期待したい。</p>	
<b>22</b>	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
着 眼 点	<input type="radio"/>	1	認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
	<input type="radio"/>	2	認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
	<input type="radio"/>	3	認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
	<input type="radio"/>	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
コメント		<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組については、法人として文書取扱規程や経理規程が定められ、経理・取引に関するルールが明確にされている。園長の職務の権限と責任については、運営規程や園務分掌で明確にされ、職員に周知されている。認定こども園の財務については、毎月税理士事務所の指導助言を受けて科目の修正や区分変更等、予算の適正な執行について確認している。社会保険労務管理事務所の指導のもと、職員の年休の取り方や育児介護休業法等の新しい法律への対応として就業規則を変更している。認定こども園の事業や財務については、内部監査や行政による法人及び施設監査を受けて経営改善を実施している。</p>	

項 目			評価結果
<b>II-4 地域との交流、地域貢献</b>			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
<b>23</b>	①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
着 眼 点	○	1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○	2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
	○	3	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○	4	認定子ども園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
	○	5	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
コメント		<p>子どもと地域との交流を広げるため、事業計画に地域交流を位置付けて取り組んでいる。子育て支援センターや児童館等のお知らせ、病院のポスター、健診機会の少ない20～30代の保護者への健診情報等を掲示して提供している。園児は職員と一緒に地域でのこいのぼり掲揚に参加している。地域の餅つき大会はコロナ禍で中止となっている。伝承文化活動として親子陶器づくり体験と竹馬づくりに取り組んでいるが、コロナ禍により今年度は園児だけの活動を実施している。壺屋焼の陶工の指導により開催される陶器づくり体験後は、園児の作品が壺屋焼物博物館に展示され、「神原子ども園焼き物展」が市の広報誌「なは」で紹介され、園児の手作りポスターを公共施設に掲示している。園児は焼き物展期間中に博物館見学も実施している。地域の親子を対象に子育て応援デイやふれあい保育に取り組んでいる。支援を必要とする保護者には就学申請の支援や病院の紹介、ファミリーサポートの利用や児童館のサークル紹介等、地域における多様な社会資源を活用した個別支援が行われている。地域の子育て支援への更なる働きかけに期待したい。</p>	
<b>24</b>	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a
着 眼 点	○	1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
	○	2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
	○	3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
	○	4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
	○	5	学校教育への協力を行っている。
コメント		<p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にした体制については、ボランティア受入れに関する基本姿勢がマニュアルに明記され、地域の学校教育等への協力については事業計画に記載され、小学4年生以上を対象としている。ボランティア受入れマニュアルが整備され、担当者は主幹保育教諭となっている。ボランティア希望者にはオリエンテーションを実施して守秘義務等の誓約書とボランティア活動の確認書を提出させている。地域の中学校の職場体験を受け入れ、園児とふれあう機会を設けているが、今年度はコロナ禍で中止となり、プレゼント(弁当箱用ゴム紐とお菓子)だけが園児に届けられている。</p>	

項 目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
着 眼 点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	○	5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	○	6	(認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
コメント	<p>必要な社会資源を明確にした関係機関等との連携については、こども園の周りに地域の社会資源(市場や商店街、警察や消防署、図書館や学校、病院や保育園、公園等)を写真で配置した地図を作成し、掲示して職員間で共有している。園長は保・幼・こ・小合同研修会や園長会、小学校の終礼や毎月の職員会議に出席している。従来は、小学校とこども園、警察、民生委員児童委員、児童館等が参加する地域懇談会に参加して情報交換をし、夜間パトロールの実施もあるが、昨年はコロナの感染予防を考慮し、人数を制限して実施したため参加できなかったが、今年度はこども園も参加することになっている。支援を必要とする子どもに対しては、適宜、発達支援センターの巡回指導がある。こども園が小学校区内にある6つの保育園に声かけをして就学前の子どもへの支援について園内での会議開催の実績があるが、コロナが落ち着いたら再開を考えている。コロナ禍で小学校の始業式と終業式にはzoomで参加し、5歳児の小学校体験の中止に変えて、小学校から学校生活のDVDが届けられ、園児に視聴させている。家庭での不適切な養育が疑われる園児に対しては、園長と副園長、担任が関わり、家庭訪問を実施し、行政の子育て支援応援課や児童相談所、子ども食堂と連携して取り組んでいる。不登校等のネグレクトが疑われる子どものいる家庭の支援については、小学校や教育委員会と連携している。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
着 眼 点	○	1	認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
	○	2	(認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
		3	(認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。
コメント	<p>地域の福祉ニーズ把握のための取組については、園長は保・幼・こ・小合同研修会や園長会、小学校の職員会議に出席している。例年の地域懇談会では学校や警察、民生委員児童委員、児童館等と情報交換をしている。園が位置する地域は、貧困や不登校の子ども課題があることを把握している。多子世帯や高齢者が多く、親の仕事中は祖父母が子を預かり、居住地が校区外で祖父母が迎えに来る園児がいる等も把握している。日常の子どもの様子から、ネグレクトが疑われる子どもの家庭訪問を実施し、地域の保育園や子ども食堂と連携して生活課題等を把握し、支援している。</p>		

項 目			評価結果
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
着眼点		1 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。	
		2 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	○	3 多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
		4 認定こども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
		5 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	
コメント	<p>地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動に関しては、子ども食堂と連携している。家庭の状況によっては子ども食堂を紹介して支援し、ふれあい保育にも取り組んでいる。地域の活性化やまちづくりへの取組として、コロナ禍で地域の祭は中止されているが、商業施設「のうれんプラザ」のイベントには園児と一緒に参加している。</p> <p>福祉ニーズにもとづいた地域住民対象の子育て等に関する講演会や研修会等の実施、災害時に福祉的な支援を必要とする人びとの安全・安心のための行政や地域との連携など、地域のニーズにもとづいた事業・活動を計画に明示して取り組むことが望まれる。子ども食堂については、ポスターを地域へ掲示する等、地域への情報提供も望まれる。</p>		
<b>III 適切な福祉サービスの実施</b>			
<b>III-1 利用者本位の福祉サービス</b>			
<b>III-1-1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</b>			
28	①	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
着眼点	○	1 理念や基本方針に、子どもを尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○	2 子どもを尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○	3 子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。	
	○	4 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	
	○	5 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
	○	6 (認定こども園)子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	
	○	7 (認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	
	○	8 (認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	
コメント	<p>子どもを尊重した教育・保育の共通理解について、子どもを尊重する姿勢は「一人ひとりの能力を最大限に発揮させ、豊かな人間性を持った子どもを育成する」と基本方針に明示している。全国保育士会倫理綱領に沿って「子どもを尊重した教育・保育に関する基本姿勢」が全体的な計画に明記され、年間指導計画や月間指導計画等に反映されている。「プライバシー保護規程」や「子どもの権利擁護についての規程・マニュアル」が作成されている。子どもの尊重や基本的人権への配慮について「登降園時は目線を合わせて笑顔で迎える」「言葉かけは園児の心が傷つくことのないように配慮する」等の確認が行われ、虐待防止の研修会も実施している。職員は園児に「さん」をつけて呼び、出席簿は五十音順にし、園児の作品作りの色は自由に選択させるなど、性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。いじめや差別的な言葉についてはクラスで話し合っている。世界の国旗作成や絵本等を活用した多様性を認め合う教育・保育にも取り組み、子どもの人権や文化の違いを認め、子どもが互いに尊重する心を育てている。お互いを尊重する心については、入園説明会で重要事項説明書により保護者の理解を図っている。</p>		



項 目			評価結果
29	②	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	a
着 眼 点	○	1	子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
	○	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。
	○	3	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
	○	4	子どもや保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。
コメント		子どものプライバシー保護については、プライバシー保護規程が整備され、職員会議等で理解が図られている。シャワーは男女交代で行い、着替えに際しては衝立等で男女を別にし、全裸にならずに着替える順番を教え、プライベートゾーンが他人に見られないように指導している。トイレはドアをつけて他者から見えないように個別に整備され、小便器の間には衝立があり、園児のプライバシーに配慮されている。保護者には入園時にプライバシー保護について説明している	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
着 眼 点	○	1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
	○	2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	○	3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
	○	4	見学等の希望に対応している。
	○	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
コメント		利用希望者に対する情報の提供について、理念や基本方針、教育・保育の内容等はホームページやパンフレットで紹介し、パンフレットは児童館等に置いている。パンフレットは11月の園児募集時期に合わせて毎年見直され、写真やイラスト等も使用して工夫されている。見学希望者にはパンフレットを見てもらいながら園長や副園長、主幹保育教諭、事務員が対応し、利用希望者には重要事項説明書と入園のしおりで説明している。	
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
着 眼 点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
	○	5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント		教育・保育の開始・変更時の説明について、入園時は重要事項説明書と入園のしおりで説明して保護者等の同意を得ており、兄弟による送迎を希望する場合は同意書を得て対応している。年度途中で保護者の要件が変わった場合は、行政からの通知が届いた時点で再度、説明している。入園のしおりは、入園時に準備するもの等を保護者が理解しやすいように分かりやすい言葉を選び、カラーで絵やイラストを使って工夫している。支援児等で配慮が必要な場合は園長が説明し、外国籍で言葉が十分に話せない場合は優しい言葉を使い、ジェスチャーも交えて説明し、翻訳アプリの活用もする等の配慮をしている。	

項 目			評価結果
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
着 眼 点	○	1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
		3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント		<p>認定こども園等の変更にあたり継続性に配慮した対応について、他の認定こども園等への変更による退園時は教育・保育の継続性に配慮して、指導要録と健康診断の写し、在園証明書を転園先に送付している。マニュアルの中に、退園後の手順を示した文書があり、子どもが退園した後も子どもや保護者が相談できる窓口として、園長や担任が対応することを口頭で説明している。</p> <p>退園後の相談方法や担当者について説明した内容を記載した文書を渡すことが望まれる。</p>	
III-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
33	①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
着 眼 点	○	1	(認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
	○	2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
	○	3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
	○	4	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に参加している。
	○	5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
		6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント		<p>利用者満足の上昇については、なかよし会やお楽しみ会等、日々の教育・保育の中で園児の意思や思いなどを尊重しながら、満足を把握するように努めている。コロナ禍においても、個人面談や家庭状況についての保護者アンケートを実施している。小学校との連携による日曜保育参観における音楽発表会の取組や保育参加で竹馬づくりに取り組む等、各種行事においても保護者意見の把握に努めている。保護者会には園長と副園長、主幹保育教諭の三役が出席している。保護者アンケートは園長が担当し、集計して三役で分析し、職員会議で共有されている。</p> <p>当評価事業における利用者アンケートにおいて、使用不能な遊具が放置されているとの意見があり、撤去等の早急な対応が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
着眼点	○	1 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	○	2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	○	3 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	○	4 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	○	5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
	○	6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	○	7 苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント	<p>苦情解決の仕組みの確立については、苦情解決対応マニュアルが整備されており、苦情解決責任者は園長、苦情受付担当者は主幹保育教諭で、第三者委員を設置している。保護者には重要事項説明書に記載して配布し、説明している。沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、意見箱も設置している。保護者アンケートは集計・分析して課題を抽出している。苦情に関する対応策は迅速に対応して保護者にフィードバックし、ホームページで公開され、苦情内容は、受付と解決を図った記録が保管されている。保護者アンケートから抽出された課題と改善策については職員会議で共有している。令和3年度の保護者アンケートに「コロナ禍による行事の変更や中止が多く、手紙やホームページで伝えていたが、不十分」との指摘があったため、次年度よりICT導入に向けて、取り組むこととしている。</p> <p>苦情相談に関する簿冊は、マニュアルと関係書類の様式と報告書をまとめて保管し、報告書には検討会議の参加者名の欄を設けるとともに検討結果を全職員に周知するための確認欄の追加に期待したい。</p>		
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
着眼点	○	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	3 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント	<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境整備として、保護者が相談できる相手として担当や責任者、および第三者委員と沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先も記載されたポスターも掲示されている。相談できるスペースが1階の事務所(医務室)に確保されている。</p> <p>重要事項説明書への沖縄県福祉サービス運営適正化委員会や行政相談窓口の追記にも期待したい。</p>		

項 目			評価結果
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
着眼点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○	6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント	<p>保護者からの相談や意見への対応について、職員は送迎時に保護者とコミュニケーションを取るよう努め、その際の意見等は門番ノートに記録され、意見箱も設置している。相談や意見に対する対応マニュアルが整備され、意見等は職員会議で検討されている。把握した相談や意見について検討に時間がかかる場合は経過などを説明している。令和3年度の保護者アンケート結果に「コロナ禍による行事の変更や中止が多く、手紙やホームページで伝えていたが、不十分」との指摘があったため、次年度よりICT導入に向けて、取り組むこととしている。マニュアルは、定期的に見直されている。マニュアルと一緒に、報告書や様式等は一つの簿冊として整理することに期待したい。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
着眼点	○	1 リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	○	2 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	
	○	3 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
		4 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	○	5 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
	○	6 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	
コメント	<p>安心・安全な教育・保育のためのリスクマネジメントとして、事故発生時の対応マニュアルを整備し、不審者発見時の対応マニュアルも作成している。事故やヒヤリ・ハット報告書は園長の決裁を受けている。研修での誤嚥事故の事例報告を、園長は職員会議で伝達している。職員は年1回、小学校と合同で救急法の講習を受講している。安全点検は毎月、室内と調理室、戸外等を実施して必要箇所は修繕している。自己評価の安全管理の項目からは、毎月の安全点検の実施とマニュアルの見直しが行われていることが確認できた。こども園賠償責任保険と保育園児団体傷害保険に加入し、事故の治療費と見舞金が保険から支給される。ヒヤリ・ハットの簿冊には、リスクマネジメントの流れが記載され、事故の再発防止策の検討結果は全職員に周知している。</p> <p>収集した他園での事故事例について、事故防止の検討を実施することが望まれる。事故とヒヤリ・ハット報告書の簿冊は、報告書はマニュアルと報告様式をまとめて保管することが望まれる。</p>		

項 目			評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
着眼点	○	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
	○	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○	4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
	○	6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
	○	7	(認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。
コメント		<p>感染症の予防や発生時における体制として、処務規程で「保健衛生に関する計画及び指揮を副園長と主幹保育教諭が行う」と明示している。感染症対応マニュアルや健康管理マニュアル、園のしおりに学校感染症に罹った場合の登園基準が記載され、入園時に保護者に説明している。「感染症予防と対応」の研修を受講した職員が伝達研修を行い、職員間で共有されている。新型コロナ対策として登園時に、家庭での検温や体調状況の記録を受け取り、園児は手指消毒してマスクを着用している。給食時にも感染対策の徹底に努めている。うがいや手洗いはポスターの掲示等で日常的に推奨されている。園内で感染症が発生した場合は、感染症名等を掲示して、感染防止のために、保護者に周知している。</p> <p>マニュアルには、詳細な役割分担等の追記を期待したい。</p>	
39	③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
着眼点	○	1	災害時の対応体制が決められている。
		2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。
	○	3	子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○	5	防災計画等を整備し、地域の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
コメント		<p>災害時の対応体制として、自衛消防組織が設置されている。地域の安全マップが掲示され、入園のしおりに記載している。訓練時は出席簿を持って避難し、園児の安否は点呼して確認することになっている。訓練は毎月実施され、年2回は小学校と一緒にいき、保護者の協力が得られることもある。毎年、第2避難場所までの避難訓練も実施し、災害時の引き渡しカードも準備されている。賞味期限が記載された備蓄リストがあり、豚汁や乾パン、カレー、水、アレルギー対応非常食が準備され、園長と調理師が管理しており、小学校からも補給できる体制がある。年1回は賞味期限前の備蓄食を食べる体験をし、その後補給している。</p> <p>災害発生後において、教育・保育を継続するために必要な対策計画(BCP)の作成、及び安否確認の方法については、保護者と職員も含めて定めることが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
<b>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保</b>			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	a
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○	2	標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○	4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	(認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
コメント		<p>教育・保育に関する標準的な実施方法については、苦情解決対応や事故発生時対応、危機管理、災害時対応、ボランティア受け入れ等、多数のマニュアルが整備されている。プライバシー保護規程及びプライバシー保護マニュアルが作成され、新たに「子どもの権利擁護についての規定・マニュアル」が追加されている。プライバシー保護について排泄や着替え時における具体的な配慮が明記され、虐待マニュアルや実習生受け入れマニュアル等に子どもの尊重やプライバシー保護、権利擁護の姿勢が明示されている。新人育成プログラムがあり、OJTとして新任職員には主幹保育教諭による各種マニュアルを活用した個別指導が行われ、月1回、主幹保育教諭による面談でマニュアルを理解しているかを確認する仕組みがある。支援が必要な子どもに対しては、支援が画一的にならないよう、個別指導計画を作成し支援している。</p> <p>保育教諭や厨房職員が交代でマニュアルをチェックしている。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
着眼点	○	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
	○	2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
	○	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント		<p>標準的な実施方法の見直しについて、マニュアルは年度末に見直すことになっている。保育教諭や厨房職員が交代でマニュアルをチェックして各種マニュアルが随時見直されている。運営マニュアルや管理マニュアル、保育マニュアル等、種別にマニュアルの見直しチェック表が作成されている。職員等の意見や提案を取り入れてマニュアルの見直しが図られる。</p> <p>検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されることに期待したい。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 指導計画作成の責任者を設置している。	
	<input type="radio"/>	2 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	<input type="radio"/>	3 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	<input type="radio"/>	4 (認定こども園) 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。	
	<input type="radio"/>	5 (認定こども園) 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	
	<input type="radio"/>	6 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	<input type="radio"/>	7 (認定こども園) 指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	
	<input type="radio"/>	8 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	
	<input type="radio"/>	9 (認定こども園) 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。	
コメント		アセスメントにもとづく指導計画の策定について、指導計画は全体的な計画にもとづいて策定され、指導計画策定の責任者は園長となっている。アセスメント手法は確立されていないが、入園や進級時に児童票(家族構成、成育歴、予防接種状況等)や基本的生活習慣、遊び等の発達状況を面接により把握している。年2回、個人面談を実施し、生活習慣の達成状況や園児の強みを家庭と園相互(保護者の意向)で確認し、園児一人ひとりを振り返り、指導計画に反映して教育・保育が実施されている。全クラス、一人ひとりの状況や背景を把握して学級経営案が策定されている。発達支援の必要のある園児については、園児と保護者等の具体的なニーズが、個別の指導計画に明示して策定され、保護者の同意を得て実践されている。指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。	
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	<input type="radio"/>	2 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	<input type="radio"/>	3 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	<input type="radio"/>	4 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
	<input type="radio"/>	5 (認定こども園) 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	
コメント		定期的な指導計画の評価・見直しについて、年間指導計画は各クラス、期ごとに振り返り、次年度の計画を3月に作成している。月計画と週計画の振り返りは、月末や週末に、次月や次週に向けて主幹保育教諭や担当職員による週案会議で評価され、会議の内容は各クラス担当へ周知されている。緊急に計画を変更する場合の仕組みの整備が望まれる。	

項 目			評価結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
着眼点	○	1	子どもの発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○	2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○	6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント		<p>子どもに関する教育・保育の実施状況の記録と職員間の共有について、園児の発達や生活状況等は統一した様式に記録している。記録項目は登園の様子や基本的な生活習慣の自立の確認、友達との関わり、遊び等について、園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が年3回に分けて記録されている。新入園児の面接や個人面談等の情報は、職員会議や週案会議、月1回のリーダー会議で報告され、情報を共有している。</p> <p>ICTの早期の導入と職員間の更なる情報共有、及び指導計画や児童票、保育記録を園児一人ひとりの台帳として情報をまとめることが望まれる。</p>	
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
着眼点	○	1	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	○	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	○	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。
コメント		<p>子どもの記録の管理体制については、個人情報保護規程や運営規程で子どもの記録の保管、保存、情報開示に関する事項を定めている。個人情報の不適正な利用や漏洩に関しては、個人情報保護規程で管理方法と持ち出し禁止が規定され、対策が図られている。記録管理の責任者は園長で、個人情報の取り扱いについては職員会議で注意を喚起している。園長は、入園説明会で保護者に対して個人情報の取り扱いについて説明し、ホームページや行事等での写真や氏名の記載等について、「個人情報利用に関する同意書」を提出させている。</p>	



項目			評価結果
<b>A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育</b>			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	a
着眼点	○	1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	○	2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	
	○	3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	○	4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	○	5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
コメント		<p>子どもの権利擁護については、考え方や事例等を含めた方針が作成されている。関連して、虐待に関するマニュアルやプライバシー保護規程、苦情解決対応マニュアルが整備され、入園時に重要事項説明書で説明されている。虐待や不適切な関わりを防ぐことの大切さについて職員の理解が図られている。差別や自尊心を傷つけるような言葉等は使わないことを意識して取り組んでいる。権利侵害の防止と早期発見については、虐待に関する「保育における項目チェック表」が活用されている。園長は、職員会議等で、日々の教育・保育を通して子どもの変化(身体の痣や服の汚れ等)に注意を払うよう職員を指導している。職員は、人権を守る教育・保育をするため、差別用語や言葉使いについて統一した資料を基に学んでいる。</p>	
<b>A-2 教育・保育内容</b>			
A-2-(1) 全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	a
着眼点	○	1 全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。	
	○	2 全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	
	○	3 全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。	
	○	4 全体的な計画(教育課程を含む)は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	
	○	5 指導計画は、全体的な計画をふまえて作成している。	
	○	6 指導計画は、保護者にわかりやすく説明している。	
	○	7 全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。	
	○	8 全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	
コメント		<p>全体的な計画には、基本理念として「児童福祉法等の精神を実現するための施設の運営を目指す」とされ、こども園の理念や教育・保育目標が位置づけられている。教育及び保育における育みたい資質・能力、及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」の具体化にむけて、養護と教育の各領域や子どもの発達過程、家庭との連携や教育・保育時間などで作成されている。計画は園長と副園長、主幹保育教諭で案を作成し、職員会議で検討して策定され、年度末に評価を実施している。年間指導計画は全体的な計画を踏まえて作成され、教育目標の周知については、入園説明会や学級開き等において保護者に説明されている。定期的な指導計画の評価・見直しについては、年間指導計画は各クラス、期ごとに振り返り、次年度の計画を3月に作成している。月計画と週計画の振り返りは、月末や週末に、次月や次週に向けて主幹保育教諭や担当職員による週案会議で評価を実施している。</p>	

項目			評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
	着眼点	<input type="radio"/> 1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。 <input type="radio"/> 2 認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。 <input type="radio"/> 3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。 <input type="radio"/> 4 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。 <input type="radio"/> 5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。 <input type="radio"/> 6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
	コメント	<p>園児が心地よく過ごすことのできる環境整備として、戸外活動は落葉樹を環境として整え、夏は木陰、冬は日差しを取り込み心地よく園庭で活動できるようにしている。室内活動時は室温や換気に配慮し、心地よく過ごせるように冷房機を適宜利用している。年2回、嘱託薬剤師による室内の照度や騒音、ダニ検査を実施し、業者による室内外全ての害虫駆除を年2回実施している。週に一度布製の玩具や敷物などを洗濯し、登園時や活動の切り替え時には手洗いとアルコール消毒を実施し、トイレは職員が昼と夕方2回清掃する等、衛生管理や感染症対策を十分に行っている。園内外の安全点検が月1回、定期的に行われ、戸外活動時はアロマスプレーや蚊取り線香を使用して防虫対策を行っている。家具の転倒防止を行い、園児の活動に配慮してコーナー作りが工夫されている。廊下に絵本コーナーを設け騒音を避けて一人でくつろげるよう工夫されている。睡眠時にはクラスのコーナーで休息し、窓や掃き出しから室内にいても緑や空を見ることができ、外気を感じる等、心地よい空間が確保されている。園児の基本的な生活習慣の自立に向けて、発達に応じた清掃用具が準備されている。園児は、園庭や室内の遊びの準備や片付けをし、手洗い場の清掃や消毒液設置など安全で清潔な環境の整備に自ら関わることができるようになってきている。小学校と連携して年2回、職員と保護者も一緒に園外の草刈りを行い、環境整備をしている。</p>	
49	A④	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育・保育を行っている。	b
	着眼点	<input type="radio"/> 1 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。 <input type="radio"/> 2 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。 <input type="radio"/> 3 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。 <input type="radio"/> 4 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。 <input type="radio"/> 5 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。 <input type="radio"/> 6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
	コメント	<p>一人ひとりの子どもを受容した子どもの状態に応じた教育・保育については、入所時の面接で園児一人ひとりの発達や状況を把握し、入園後は日々の教育・保育や会議などで話し合い、職員間で園児の姿を共有し支援している。個人面談が年2回実施され、園と家庭での園児の様子を相互に(保護者の意向を確認し、生活習慣や園児の強み、苦手な活動を確認し、一人ひとりに合わせて、指導を振り返り実践に活かしている。帰りの会など、友達の前では自分の言葉でうまく表現できない園児に対しては、担任が問いかけながら園児が自分の気持ちを発表することができるよう支援している。朝食抜きや睡眠不足が見られる園児には、園で軽食を準備し、休息させるなどの対応をするとともに、家庭での生活リズムを把握し、保護者の状況を踏まえた上で家庭での生活習慣の改善をアドバイスする等、一人ひとりに合わせた対応が行われている。遊びや活動を始められない園児には保育教諭が寄り添い友達の姿や用具・教材の扱い方を伝え、園児の意思を確認しながら、声掛けを行い、遊びや活動に興味関心が持てるような支援を行っている。支援を要する園児や園での一日の生活の流れを理解しづらい園児には、絵カードや写真を活用して、園の流れが理解しやすいように工夫されている。</p> <p>保育者には、子どもに穏やかに話し、せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないよう望まれる。</p>	

項目			評価結果	
50	A⑤	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	着眼点	○ 1	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
		○ 2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
		○ 3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
		○ 4	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
		○ 5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
	コメント	<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけるための環境整備と援助については、全体的な計画で子どもの教育及び保育目標として、4歳児は「自分でできることを喜びながら、生活に必要な基本的な生活習慣を身につける」としている。5歳児は「小学校入学に向けて基本的な生活習慣や態度を身につけ、自立的、意欲的に活動を」と掲げている。教育及び保育目標は週案に「基本的な生活習慣の確立」を位置付けて取り組んでいる。基本的な生活習慣計画を作成し、月・週計画に具体的に内容が明示され、日常の挨拶や生活の仕方を身に付け、活動に必要な道具類は、自分で出し入れを行い、園庭の落ち葉拾いや水かけ、食事の準備や片付けなど、友達と協力して生活の場の整理や整頓、清潔に保てるような活動が定着できるよう支援している。夏休み等で長期の休暇に入る園児には、「げんキッズカード」で「早寝、早起き、朝ご飯」等を家庭と連携して基本的な生活習慣の定着が図れるようにしている。家庭と連携し、個人面談などで園児の様子を伝え合い園児に合わせた基本的な生活習慣が身に付けられるよう工夫している。</p> <p>基本的な生活習慣年間計画にもとづいた事項の設定について各文書への整合性を期待したい。</p>		
51	A⑥	④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	着眼点	○ 1	子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
		○ 2	子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
		○ 3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		○ 4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
		○ 5	生活と遊びを通して、友だちなど人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
		○ 6	子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
		○ 7	子どもが一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	
		○ 8	子どもが様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	
	コメント	<p>室内や園庭で複数のコーナーを設け、季節ごとにコーナーの内容を変えて、好きな遊びを選択して十分に楽しめるような環境が整えられている。室内では、ままごと・折り紙・塗り絵・ブロック・積木・ドミノ・パズル・お絵かき・粘土・製作・正月遊び等、園庭では、ブランコ・滑り台・のぼり棒・鉄棒・木登り・水遊び・泥んこ遊び・砂場・虫取り・竹馬・縄跳び・ボール遊び・フラフープ等がある。活動や遊びを通して友達と関わる事が出来るように保育教諭が援助している。例として、動物園の体験から「そら組動物園を作りたい」との1人の園児の思いをクラスで話し合い、友だちと一緒に教室内に動物園を製作し、それぞれの役を演じて遊び、登降園時に保護者へ製作した動物園を見てもらう取組がある。(にじ組水族館の取組は、No. 54で後述する。)朝の会や帰りの会で嬉しかったこと・困ったことなど、友達や担任へ伝えたい気持ちを伝える場があり、困ったことについてはどのようにしたらよいかを話し合う場がある。クラス全体で友だちと一緒に触れ合う遊びとして、季節の歌やリズム遊びがあり、運動遊びでは体を動かすことが楽しいと思えるような活動が用意されている。飼育・栽培活動等においては土に触れ、昆虫が好きな子も苦手な子も一緒に触れることで友達の良さに気づき、植物の世話をしながら生長に触れ、キュウリがチクチクしていることやヒマワリが園児よりも高くなるなどの体験をし、庭で採取した幼虫や昆虫を飼育して、日々変化していく様子に愛おしさを感じ、関心を深める体験等の実践がされている。</p>		

項目			評価結果
52	A⑦	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	着眼点	1 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		2 0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		3 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。	
		4 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		5 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		6 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
	コメント	0歳児が在籍していないため、評価対象外である。	
53	A⑧	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	着眼点	1 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	
		2 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
		3 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
		4 子どもの自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。	
		5 保育教諭等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。	
		6 様々な年齢の子どもや、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。	
		7 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
	コメント	1・2歳児が在籍していないため、評価対象外である。	

# 項 目

評価  
結果

54

項 目			評価 結果
A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
着 眼 点	1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
	4	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
コメント	<p>4歳児と5歳児が在籍し、全体的な計画に基づいて、食育や保健、安全、絵本や体育、音楽や表現活動等多くの年間指導計画を作成し、様々な活動や遊びの充実が図られている。園児の発達や学びの連続性を考慮し、入園や進級時は一人ひとりの背景を踏まえ、保育教諭がスキンシップを取りながら信頼関係を構築し、生活の仕方を絵や写真を使って具体的に行動できる様に表示し、生活習慣が身に付けられるように工夫されている。室内や園庭で、季節ごとに複数のコーナーを設け、好きな遊びを十分に楽しめるようにしている。活動や遊びを通して友達と関わる事ができるように保育教諭が援助している。5歳児のいじ組では、夏休みに家族で釣りを体験した園児が「教室に海を作りたい」と教室の片隅に水辺を制作したら、友達から「魚をたくさん泳がしては」と提案され、クラスで折り紙や魚図鑑をコピーして魚を作りはじめその後、家族で美ら海水族館を体験した園児が「水族館にして大きいジンベイザメを作ろう」と提案し、保育教諭に大きいサイズの段ボールを準備してもらい、立体的なサメを製作し、「水族館だから入場料が必要」とチケットを制作するなど、一人の園児の意見から友だちと協力してやり遂げる「水族館づくり」の取組をしている。小学校と合同の音楽会や運動会には保護者参観をしている。陶芸教室で作成した焼き物は地域の壺屋焼き物博物館に展示され保護者や地域に活動を紹介し、市民の友「広報なは」にも掲載されている。</p> <p>着眼点1は、3歳児が在籍していないため、評価対象外である。</p>		

項目			評価結果
55	A⑩	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	着眼点	<input type="radio"/> 1 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
		<input type="radio"/> 2 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
		<input type="radio"/> 3 計画に基づき、子どもの特性に応じた指導・援助を行っている。	
		<input type="radio"/> 4 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
		<input type="radio"/> 5 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
		<input type="radio"/> 6 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
		<input type="radio"/> 7 職員は、障害のある子どもの教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
		<input type="radio"/> 8 他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
	コメント	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と教育・保育の内容や方法への配慮については、特別支援教育方針を策定し、今年度は主幹保育教諭が特別支援コーディネーターと支援担当クラス担任を兼務し、園内支援委員会が設置されている。発達支援の必要な園児については、個別対応等に配慮している。個別支援計画は対象園児以外にも発達の気になる園児も作成され、園児が利用していた保育所や利用している児童デイサービスから情報収集し、面接で園児や保護者の要望等を確認して個別の教育支援計画に反映させている。計画作成後は保護者の同意を得て実践されている。那覇市こども発達支援センターの巡回指導や研修会において専門的な助言や指導を得て、個人面談などで振り返りを行い、指導計画の見直しがされている。クラスの週案には、園児同士の関わりや障害のある園児の様子が記載されている。希望する小学校の特別支援学級を保護者と一緒に見学して就学支援をしている。職員は、小学校の特別支援コーディネーターと連携し、それぞれの教育保育の状況を見学し情報交換を行っている。</p> <p>他の保護者に、障害のある子どもの教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組が望まれる。</p>	
56	A⑪	⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	着眼点	<input type="radio"/> 1 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
		<input type="radio"/> 2 在園時間の長い子どもが安心して、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
		<input type="radio"/> 3 在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも子どもが楽しく過ごせるよう配慮している。	
		<input type="radio"/> 4 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。	
		<input type="radio"/> 5 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
		<input type="radio"/> 6 在園時間の長い子どもに配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
		<input type="radio"/> 7 子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
		<input type="radio"/> 8 担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
		<input type="radio"/> 9 1号認定子どもの長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	
	コメント	<p>在園時間の異なる子どもの環境整備と教育・保育内容や方法への配慮について、園児の1日の生活は「かみはらこどもえんの一日」に沿って行われ、延長保育実施計画書及び一時預かり保育方針と年間計画書が作成されている。1号認定の子どもが給食後に帰りの会を済ませて14時に降園した後は、一時預かり保育を希望する園児は同クラス内での保育が行われている。季節や活動内容により希望する園児には午睡の対応がされている。コロナ感染症対策としてクラス別保育を基本としているが、土曜保育時は感染症対策や安全面などに配慮し合同で過ごしている。</p> <p>長期休業後の1号認定児と2号認定児が共に過ごすための環境構成や支援など具体的に記載することに期待したい。</p>	

## 項 目

評価  
結果

57

A⑫			⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
着 眼 点	○	1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。		
	○	2	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。		
	○	3	保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。		
	○	4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。		
	○	5	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。		
コメント	<p>小学校との接続、就学を見通した計画に基づく教育・保育の内容や方法、保護者との関わりへの配慮については、園児が小学校教育への円滑な接続ができるよう全体的な計画にもとづいて、接続期カリキュラムを小学校の教諭と連携して策定され、9月から取り組んでいる。5歳児の指導計画に小学校との接続も位置付けられ、それに基づいて教育・保育が行われている。隣接する神原小学校とは、スタッフミーティングや朝会に園長や保育教諭が参加し、日常的に情報を共有している。園児や保護者が、小学校以降の生活について見通しを持てるよう、運動会や音楽発表会を神原小学校と合同で開催し、小学校のPTA作業に園の職員と保護者が参加している。コロナ禍において5年生による絵本の読み聞かせ等の交流は中止しているが、小学校1年生との連携については、小学校の1年生の生活の流れのDVDを園で視聴し、就学に向けての取組がなされている。地域においては、保・幼・こ・小連絡協議会に出席して小学校との円滑な接続に向けた研修や情報交換等が行われている。毎年8月は、小学校との接続カリキュラムについて1年生の担任と園の担当で意見を交換し、助言を得ている。保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しが持てるよう、就学に向けた個別面談や小学校入学説明会に同行する等の支援をしている。園長の責任において「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」の視点に基づいたこども園指導要録を作成し、各小学校へ送付している。障害を持っている園児や気になる園児の場合は対面での引継ぎを実施している。</p>				

### A-2-(3) 健康管理

58

A⑬			①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
着 眼 点	○	1	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。		
	○	2	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。		
	○	3	子どもの保健に関する計画を作成している。		
	○	4	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。		
	○	5	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。		
	○	6	保護者に対し、園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。		
	○	7	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。		
	○	8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。		
コメント	<p>子どもの健康管理については、健康管理に関するマニュアルにもとづき入園時の調査票や面談等で子どもの既往歴や予防接種の状況を把握し、児童票に記録している。日々の園児の健康状態は、登園時の観察や検温等で把握している。保健衛生管理の責任者は副園長と主幹保育教諭で、園児の保健計画は職員全員で検討して園長、副園長、主幹保育教諭で決定している。園児のケガや発熱等の体調変化時は、保護者に連絡するとともに必要時は嘱託医等の受診を支援し、保護者が迎えに来るまで園で対応している。入園のしおりや重要事項説明書に子どもの健康に関する方針が記載され、入園時に保護者に説明されている。 着眼点7と8は、3歳未満児が在籍していないため評価対象外である。</p>				

## 項 目

			評価 結果	
59	A⑭	②	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
着 眼 点	○	1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	○	2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	○	3	家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント		<p>囑託医による内科健診と歯科検診を年2回実施し、結果は主幹保育教諭が記録して関係職員に周知されている。保健計画や食育計画に「虫歯予防と推奨(歯磨き指導)」を位置づけ、歯科検診終了後は保護者へ健診結果を報告し、虫歯のある園児には、治療が済んだら「虫歯の処置終了届け」を提出させ、未処置の場合は、面談時に保護者に受診を勧める等の支援をしている。各クラスでは歯科検診前に絵本を読み聞かせ、健診や歯磨きの大切さを伝えている。健診結果で虫歯のない園児や治療済みの園児には、クラスで「よい歯」の表彰式を行っている。歯科検診後は食後やおやつ後の歯磨きとフッ素洗口を位置付け、歯磨きの習慣化に繋げている。フッ素洗口については、保護者の意向を把握し希望者のみに実施されている</p>		
60	A⑮	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
着 眼 点	○	1	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	2	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	4	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	○	5	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○	6	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント		<p>今年度はアレルギー疾患のある園児はいないが、昨年度まではアレルギー疾患や慢性疾患等のある園児については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づいて園児の状況に応じた適切な対応を行っている。食物アレルギー等のある園児については、医師の指示書(診断書及びアレルギー抗体検査表)を年1回提出させるとともに、調理師が保護者とアレルギー対策について具体的な調整をしている。その後、法人内の栄養士と連携して除去食の対応をしている。クラスや職員室、調理室には、アレルギーの種類と園児の名前を掲示し、誤食の防止に努めている。アレルギーのある園児の食器やトレイは色を変え、トレイに園児の写真とアレルギー食品を表示したシートを敷いて配膳する等、他の子どもと区別している。調理師が「食物アレルギーへの対応」等の研修を受講して職員会議で伝達研修を行っている。アレルギー対応マニュアルには、アレルギー以外の慢性疾患(小児喘息やアトピー性皮膚炎)についても記載され、職員はマニュアルに沿って対応している。</p>		



項目			評価結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑩	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	<input type="radio"/>	3 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	<input type="radio"/>	4 食器の材質や形などに配慮している。	
	<input type="radio"/>	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	<input type="radio"/>	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	<input type="radio"/>	7 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	8 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
	コメント	<p>食事を楽しむことができる工夫として、食育年間計画が作成され、全体的な計画や指導計画に食育を位置付けている。自然・飼育栽培の年間計画を作成し、季節に合わせて調査時はゴーヤーやナス、おくら等を栽培し、園児が水やりをして収穫したゴーヤーを、ゴーヤーチップスにしておやつに提供するなど、園児が食に関心もち、食についての経験ができるように取り組んでいる。園児が落ち着いて食事がとれるよう座る位置に配慮し、食器は、絵柄のついた耐熱用のペン樹脂で園児の発達に合わせてフォークや箸が使用されている。食事は、園児が食べられる量にし、偏食のある園児には、少量から挑戦できるように配慮されている。自園調理が実施され、調理室は透明なガラス張りで食事を作る様子が園児から見えるようになっている。毎月、保護者に配布する献立表の裏面には食に関する情報を掲載して提供している。</p>	
62	A⑪	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	<input type="radio"/>	2 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	<input type="radio"/>	3 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	<input type="radio"/>	4 季節感のある献立となるよう配慮している。	
	<input type="radio"/>	5 地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
	<input type="radio"/>	6 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	<input type="radio"/>	7 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
	コメント	<p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事の提供については、法人内の栄養士が作成した献立にもとづいて農連市場の新鮮な食材を使用して、園内の厨房で調理している。検食は園長や副園長、主幹保育教諭が行い業務日誌に記録している。残食調査は調理師が行い、給食日誌に記録されている。毎月、園の給食懇談会議を開催して園児の嗜好等の情報交換をしている。その結果を、調理師が法人内の給食会議で報告して、献立に反映できるようにしている。食事は天然ダシにこだわり、季節や行事に配慮した献立と手作りのおやつが用意され、残食もなく、保護者アンケートでは、高い評価が得られている。調理室は、透明のガラス張りで、中の様子が見え、園児が食への関心を持つことができる状況にある。衛生管理マニュアルに基づき従業者の衛生管理チェックも行なっている。</p> <p>残食調査は調理師が行って、残食全量チェックになっているため、クラス毎の献立別残食調査の実施、及び調理員も食事の様子を見たり、園児の話を聞いたりする機会を設けることが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
<b>A-3 子育て支援</b>			
<b>A-3-1) 家庭との緊密な連携</b>			
63	A⑱	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
着眼点	○	1 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
	○	2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○	3 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
	○	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	○	5 教育・保育実践の場に、教育・保育に保護者が参加しやすい時間や日程に配慮している。	
コメント		<p>園児の生活を充実させるための家庭との連携について、家庭との日常的な情報交換は送迎時に行い、個別には電話やお便りに対応している。学級開きや個人面談、保護者参観などで保護者の理解を得る機会とし、保護者と園児の成長を日々共有できる支援をしている。家庭支援として、朝食抜きや睡眠不足が見られる子どもには、園で軽食を準備し、休息させるなどの対応を行い、家庭での生活リズムを把握し、保護者の状況を踏まえて保護者に生活習慣のアドバイスをしている。コロナ感染症対策により、これまでの行事などの実施が厳しい状況にある中で、ICTの導入を次年度より予定し、より丁寧な保護者支援ができる事に園も期待している。家庭の状況や保護者との情報交換の内容は、新入園児面接資料や児童票に記載され、支援を要する子どもは個別支援計画に反映させている。保護者参加の行事は、土曜日や日曜日に設定して保護者が参加しやすいように配慮している。</p>	
<b>A-3-2) 保護者等の支援</b>			
64	A⑲	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
着眼点	○	1 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。	
	○	2 保護者等からの相談に応じる体制がある。	
	○	3 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	○	4 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	○	5 相談内容を適切に記録している。	
	○	6 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
コメント		<p>保護者が安心して子育てができる支援としては、送迎時や個別面談で保護者との信頼関係を築く機会としている。保護者からの相談や意見に対しての対応マニュアルが整備されている。支援が必要な保護者に就学支援の申請の説明をし、発達支援センターや病院を紹介して放課後児童デイサービスの利用につなげている。保護者からの相談内容によっては、園長や副園長、主幹保育教諭から助言を受け、専門機関につなぐこともある。家庭や保護者の個々の事情による支援として育児休業中の保護者や上の子の発達や子育ての不安を解消できるよう様々な関係機関からの情報を園の玄関や事務所前に掲示し、情報発信に努めている。地域への支援として子育て応援デイを実施している。必要な世帯にはこども食堂の周知の取組を行っている。</p>	

項 目			評価結果	
65	A⑳	㉔	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
着 眼 点	○	1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○	2	不適切な養育(虐待)等の可能性があると感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○	3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○	4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○	5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○	6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
	○	7	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	
コメント		<p>家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防について、職員は不適切な養育等の兆候を見逃さないように、子どもの状態の変化(身体の痣、服の汚れ等)や送迎時の保護者の言動(子どもへの対応)に注意を払っている。虐待の疑いを持った職員は、虐待対応担当者の主幹保育教諭と相談して対応を協議する体制がある。園長は、職員会議等で「シャワー時には子どもの身体状況(痣)を見逃さないよう」注意を喚起している。地域の子育て支援や児童相談所等と連携して虐待防止に取り組んでいる。不適切な養育を発見した場合の対応等についてはマニュアルが整備され、毎年、虐待防止に関する園内研修を行っている。</p>		